



農地の転用[農地法4条・5条申請]

農地の転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅や工場、道路、山林などの用地に転換することをいい県知事の許可を得る必要があります。また、農地を一時的な資材置場、砂利採取場などとして利用する場合にも転用になり、許可が必要となります。



提出する書類 次の書類の他に必要となる書類がある場合もありますので事務局でご確認ください。

書類名	備考
農地法第4条許可申請書, 農地法第5条許可申請書	農業委員会事務局
土地登記簿謄本	申請地のもの(鹿兒島地方法務局屋久島出張所(宮之浦))
公図(法務局発行・地籍図等)	申請地の周辺も含むもの(縮尺2000分の1ないし1000分の1)
住民票(抄本)	申請者が町外に居住している場合
戸籍附票(抄本)	土地所有者の現住所が土地登記簿謄本に記載されている住所と違う場合(住民票で確認できるものであれば住民票でもよい)
法人登記簿謄本・定款	申請者が法人の場合
施設配置計画図	
事業計画書	農業委員会事務局
被害防除計画書・誓約書	
土地改良区の意見書	土地改良区内にある場合
水利関係者の同意書	
通行承諾書	袋地等の場合
畜産環境保全意見書	牛50頭, 生産豚30頭, 養豚1000頭, 養鶏1000羽以上の場合
系譜図・戸籍謄本・遺産分割協議書等	相続登記未済の場合
資金証明書	土地取得費を含む総事業計画費が300万円を超える場合
その他必要な書類	転用に伴い他法令の許認可等を了している場合は、その旨の書類



転用許可基準 農地の転用申請は次の「立地基準」と「一般基準」の双方の点から審査を行ないます。

	内 容	許 可 の 方 針	
立地基準	農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域に指定された農地	原則不許可(農用地利用計画において指定された用途の場合等は許可)
	甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可)
	第1種農地	20ha以上の規模の一団の農地, 土地改良事業等の対象となった等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可)
	第2種農地	近い将来市街地(公共施設から500m以内にある農地等)として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合, 公益性の高い事業の用に供する場合は許可
	第3種農地	都市的施設の整備された区域内の農地や市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域にある農地等	原則許可
一般基準	実現性	申請目的(転用計画)の実現の確実性があるか、他法令の許認可の見込みや、資金計画の妥当性	適当であると認められない場合は不許可
	被害防除措置	周辺農地への営農条件に支障を及ぼす恐れがないか	

